

コンプライアンスと律法主義

今号の所報に韓国コンプライアンスに関する論稿を掲載したが、紙幅の関係で書けなかったことがある。それはコンプライアンスに関する日韓比較である。

韓国では「法的責任の明文化と厳格な適用」が過剰コンプライアンスの主因であるのに対し、日本では「社会的非難や炎上リスクへの過敏な反応」が過剰対応を生んでいるという違いがあるように思う。

日本では 2000 年代初頭に雪印や三菱自動車、耐震偽装などの企業不祥事を受けて法令順守や内部統制強化が求められるようになり、多くの企業がこれらを実行するようになった。だが法や倫理を守るという社会的期待に応えることが企業価値を高めると意識は根付かなかった。韓国に比べて規制とペナルティの強度が低く、企業の裁量に任される部分が大きすぎたのかもしれない。やがて行政や企業は保身のためコンプライアンスという名の正論のもとにリスクフリーを目指し、何もしない傾向が目立つようになった。

日本におけるこうした状況を見聞きするにつけ、心に浮かんだのが「律法主義」(legalism)という言葉だ。

コンプライアンスと律法主義はどちらもルールを守るという点では共通するが、よく考えると以下のよう

な違いがある。コンプライアンスは上述のように法令を守るだけでなく広く規範、倫理を守ること社会に貢献しようというものだ。しかし、律

法主義では形式に固執して法規を杓子定規に解釈する。また、柔軟性を欠き、状況判断を苦手とするほか、相手の意図や状況を考慮せず自説を曲げないのも律法主義の特徴である。そこには社会を良くしようというような善意はない。

さて、この律法主義の言葉は、元来ユダヤ教及びキリスト教における考え方である。旧約聖書の律法の墨守を説くラビ(ユダヤ教の聖職者)は新たな教義を説くイエスの出現に狼狽し、激しく排撃した。その結果イエスは十字架に付けられ落命したが、その教義は弟子たちによって伝えられていった。イエス亡き後のユダヤはその後エルサレム攻囲戦を経て四散の憂き目を見た。

律法主義的な日本の「コンプライアンス」にも改善の兆しはある。現場レベルの判断停止や萎縮効果が目に余ってきたからだ。ただ、改善はどこまで進むのか。慎重な判断を期すると称して膨大な資料を読み込んで議論を重ねるも、かえって判断が遅くなる、ということになりはしないか。四散したユダヤと運命を共にしたラビたちとわが日本が同じ道を歩まないことを祈るのみである。

(アジア研究所教授 奥田聡)



※ 研究所だより ※

今年で 45 回目となるアジア研究所公開講座は、5 月 17 日から 6 月 7 日までの全 4 回の講演を無事終了いたしました。

今回は「急変する韓国情勢」と題し、国内政治、南北関係、日韓関係、米中と韓国の経済関係について多角的に切り込んだ分析を皆様に披露いたしました。おりしも、6 月 3 日に大統領選、翌 4 日には李在明政権が発足するなど、韓国が一つの節目を迎えた時点での講演となり、活発な質疑応答が行われました。

韓国を長年研究してきた私にとっても様々な新しいヒントが与えられた講演会でした。

雨天での開催が多かった中でも多くの方々に対面でご参加いただいたほか、オンラインでも多数ご参加いただきました。ご参加くださいました皆様から感謝申し上げます。

今後、セミナー「アジアウォッチャー」を開催するほか、所報、紀要、研究プロジェクト報告書など各種研究成果の発表を控えております。どうぞご期待ください。

(おくだ)